

議案第 89 号

負担付きの寄附を受けることについて

次のとおり負担付きの寄附を受けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 9 号の規定により議会の議決を求める。

- 1 寄附の目的 寄附者の意向に基づき、朝霞市が寄附を受けた物品を山形県東根市に譲与することによって、両市の交流を発展させるため
- 2 寄附の対象 寄附の対象は、絵画及びその付属品とし、概要は次のとおりとする。

作者	作品名	額寸
小杉小二郎	回想	縦 151 cm × 横 182 cm

- 3 寄 附 者 朝霞市大字上内間木 493 番地の 1  
丸沼芸術の森  
主宰 須崎 勝茂
- 4 寄附の条件 (1) 2 の寄附の対象を山形県東根市に譲与すること。  
(2) 譲与に要する費用については、朝霞市が全額負担すること。

平成 28 年 8 月 31 日提出

朝霞市長 富岡 勝則